

長期経理の余裕金の運用に関する基本方針

(平成13年10月15日制定)

(平成20年 3月31日改正)

(平成22年 5月19日改正)

(平成23年 1月 1日改正)

この基本方針は、地方公務員等共済組合法施行令第16条第4項の規定に基づき、地方職員共済組合(以下「組合」という。)の長期経理の余裕金の運用に関する基本的な方針を定めるものである。

運用の基本的な方向

1 基本的な考え方

組合の長期経理の余裕金は、長期的な観点にたつて、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用するものとする。

2 運用の目的

年金給付等に対応するための資産を適切に確保しつつ、組合の年金財政を安定的に運営していく上で必要な収益を確保すること。

3 運用の目標

組合の長期経理の収支状況を踏まえ、年金給付等に対応するために、当面必要な資金を確保しつつ、安全かつ効率的な運用が図られるよう資産構成割合を定め、これに基づく管理を行い、必要な収益を確保することを目標とする。

資産の構成に関する事項

1 基本ポートフォリオ

(1) 基本ポートフォリオの策定

の2の運用の目的を達成するため、組合における余裕金(以下「全体資産」という)について基本となる投資対象資産の基本ポートフォリオを長期的観点から策定し、これに基づき資産の管理を行うこととする。

(2) 全体資産に係る基本ポートフォリオ

全体資産に係る基本ポートフォリオは、以下のとおりとする。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
82%	4%	3%	3%	8%	100%

(注) 国内債券には、地方公務員等共済組合法施行規程第14条第1項第2号及び第3号に規定する貸付金(以下「2号・3号資産」という)を含む。

数値は、原則として時価ベースとする。

資産の額及び時価の変動等を考慮し、許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±4%、外国債券±3%、外国株式±3%、短期資産±5%とする。

資産は、毎月、原則として時価評価し、「運用資産」の「給付対応資産」への振替えに際し、振替え後の全体資産に係るポートフォリオが本基本ポートフォリオに対して、に定める乖離幅内に存在するよう調整する。

2(3)に定める「運用資産に係る基本ポートフォリオ」を構築するまでの間にあつては、「給付対応資産」を順次確保するための振替えに合わせて、各資産の構成割合を管理するものとする。

2 基本ポートフォリオの管理

全体資産に係る基本ポートフォリオの管理については、次の方法により管理するものとする。

(1) 段階的に年金給付に対応するために確保する資産を「給付対応資産」として位置付け、短期資産及び国内債券により運用し、年金給付に支障が生じないよう、給付動向に応じた資産管理を行う。

(2) 2号・3号資産については、当該資産の目的に従って管理する。

(3) 全体資産から、上記(1)及び(2)の資産を除いた資産を「運用資産」として位置付け、以下の「運用資産に係る基本ポートフォリオ」によって管理する。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
64%	14%	10%	11%	1%	100%

(注) 数値は、原則として時価ベースとする。

時価変動を考慮し、許容乖離幅は、国内債券±5%、国内株式±5%、外国債券±5%、外国株式±5%、短期資産+3%、-1%とする。

毎月、原則として時価評価し、ポートフォリオが本基本ポートフォリオに対して、に定める乖離幅内に存在することを確認する。

運用上のリスクを軽減するため、「給付対応資産」を順次確保するための振替えに合わせて、段階的に、上記の基本ポートフォリオを1年程度かけて構築することとする。

3 基本ポートフォリオの見直し

全体資産又は「運用資産」に係る基本ポートフォリオについては、策定時の前提条件等を毎年1回検証し、必要に応じて見直すこととする。

また、急激な市場変動があった場合には、必要に応じて見直しを検討することとする。

資産の管理及び運用に関する事項

1 資金運用計画

長期経理の余裕金の運用に当たっては、年度当初に「年間資金運用計画」を作成し、年度中間期にその見直しを行う。また、毎月、「月間資金運用計画」を作成するものとする。

なお、年間資金運用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 資金収支見込み

収入予定額

- ア 本部送付金
- イ 追加費用
- ウ 投資不動産
- エ 長期貸付金（宿泊、物資及び貸付経理）
- オ 基礎年金交付金
- カ 短期運用益
- キ 投資運用益

支出予定額

- ア 給付支払金
- イ 連合会払込金
- ウ 基礎年金拠出金
- エ 投資不動産
- オ 長期貸付金
- カ 業務経理繰入金

短期運用額

投資運用額

(2) 資金運用方針

長期投資運用についての方針を決定する。

自家運用

委託運用

2 自家運用

(1) 基本方針

組合は、長期経理の余裕金の安全かつ効率的な運用に資するため、その一部について、長期、短期の別に次の基本方針に基づき、自ら管理運用業務を行う。

長期運用

公社債等の取得は、次の事項を勘案し、長期的に有利な運用に努める。

- ア 発行体の信用力及び市場流動性
- イ 表面利率、取得単価及び残存期間
- ウ 金利見通し

短期運用

短期運用は、年金給付等の送金等資金繰りを十分勘案の上、短期的に運用が可能な資金について有利な運用に努める。

(2) 取引金融機関

自家運用（長期運用及び短期運用）する場合の取引金融機関については、信用リスク等を勘案して別に定める「取引金融機関等の選定基準」により選定するものとする。

(3) 長期運用

法令及び総務省通知に定める以下の投資資産を対象として、長期的に有利な運用に努める。

投資対象資産

投資対象は、法令及び総務省通知の定めるうち、次の有価証券（円貨建）とする。

ア 国債等

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（金融債については、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年金融庁告示第28号）第2条に掲げる適格格付機関（以下「適格格付機関」という。）のいずれかからA格以上の格付を取得しているものに限る。）

イ 国内社債

適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を取得している社債（新株引受権付社債を除く。）

ウ 円貨建外国債

(ア) 国際復興開発銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行又は国際金融公社の発行する円貨債券（ユーロ円債を含む。以下同じ。）

(イ) 外国政府（地方政府を含む。）の発行する円貨債券、条約に基づく国際機関の発行する円貨債券（(ア)に掲げる機関の発行するものを除く。）又は政府保証債に相当する外国法人の発行する円貨債券で、適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を取得しているもの

(ウ) 日本企業又は日本企業の海外現地法人の発行する円貨債券で、適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を取得しているもの

エ 特定社債

適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を取得している特定社債（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第7項に規定する特定社債をいう。以下同じ。）

オ 転換社債

適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を取得しており、取得時の単価が額面以下であるもの

カ 貸付信託の受益証券

留意事項

ア 分散投資

発行体等について適切な分散化を図るとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く。）以外の債券で、同一発行体の発行した債券の取得は、自家運用資産の10%以内とする。

イ 取得債券格下げ時の対応

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く。）以外の債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付もそれぞれ指定の格付未満となった場合は、発行体の信用リスク、市場環境等に十分留意した上で、原則として売却等の措置を講ずることとする。

なお、継続して保有する場合には、その信用リスク等について定期的に確認する。

ウ 仕組債への対応

仕組債については、その仕組み上元本リスクが発生しないものに限り投資対象とすることとし、組成内容が同種の場合は、その合計額が自家運用資産の5%以内とする。

(4) 短期運用

短期運用は、年金給付等の送金等資金繰りを十分勘案の上、短期的に運用が可能な資金について、別に定める「短期運用要領」に基づき行うものとする。

(5) その他の運用

公社債投資信託（MMF、中期国債ファンド等の短期運用に係るものを除く。）有価証券信託等は、運用対象のリスクとリターンを十分に検討するとともに、解約手数料その他の諸費用を総合的に勘案した上で行うものとする。

3 信託による委託運用

投資顧問会社との投資一任契約による特定金銭信託及び特定包括信託並びに信託業務を行う銀行の単独運用指定金銭信託及び単独運用指定包括信託による委託運用は、次に掲げるところにより行うものとする。

組合は、資産の運用を委託する機関（以下「運用受託者」という。）及び資産の管理を委託する機関（以下「資産管理受託者」という。）に対し、本方針に基づき資産の管理運用を行わせるものとする。

(1) 受託者責任

運用受託者及び資産管理受託者（以下「受託者」という。）は、組合の資産の管理運用に当たっては、専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる組合の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うものとするを契約書等に明

記するものとする。

(2) 議決権の行使

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使するものとする。

組合が個別に行使の指図を行う場合には、受託者は、当該指図に従い行使するものとし、個別に行使の指図を行わない場合には、受託者は、組合が提示した株主議決権行使ガイドラインに則り行使するものとする。

組合は、受託者に対し株主議決権の行使状況の報告を求めるものとする。

(3) 運用受託者への基準とする資産の比率（以下「基準運用割合」という。）の指示

基本ポートフォリオに基づき、資産の構成割合、運用スタイルの分散等を考慮し、運用受託者の特性及び評価に応じて基準運用割合を指示するものとする。

なお、基準運用割合を変更することが適当であると認められる場合には、速やかに変更を指示するものとする。

(4) 運用上の遵守事項

運用受託者が提案し、組合が合意した投資対象資産、運用手法、運用目標数値及びリスク管理指標並びに組合が指定するベンチマーク（以下「ベンチマーク」という。）その他以下の事項に関する運用ガイドラインを提示し、その遵守状況を管理するとともに、必要な指示を行うものとする。

一般的事項

ア 基準運用割合

運用受託者は、組合の指示した基準運用割合を遵守しなければならない。

イ 運用スタイル等の登録

運用受託者は、資産区分ごとの運用哲学及びそれに基づく運用スタイル・運用プロセスを明らかにし、組合に登録するとともに、登録した事項について遵守しなければならない。また、これを変更する場合は、組合と協議するものとする。

ウ リスク管理の徹底

運用受託者は、組合が提示した運用ガイドラインを遵守し、リスク管理を徹底しなければならない。

エ 法令遵守体制の整備

運用受託者は、法令、契約書及び運用ガイドライン等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図らなければならない。

オ 運用受託者は、有価証券等への投資に際しては次の事項に留意しなければならない。

(ア) 十分な調査及び分析を行った上で投資を行うとともに、適切な分散化を図ること。また、特に外貨建資産については、政治及び経済の安定性並びに決済システム、取引規制及び税制等の市場の特性を十分勘案した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。

(イ) 個別銘柄の組入れに当たっては、流動性についても十分勘案して行うこと。

(ウ) 国内株式、国内債券（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債

券(金融債を除く。)以外の債券)、転換社債、外国株式及び外国債券(ベンチマーク構成国の国債を除く。)を取得する場合、同一発行体への投資は、当該資産の時価の10%を上限とし、ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合等、合理的な理由によりこれを上回る場合には、直ちに組合に報告すること。

- (エ) 取引に際しては、市場インパクト等に細心の注意を払い、無用なコストは回避するように最善を尽くすこと。
- (オ) 親会社、親会社の系列又は自社の系列の証券会社及びその海外現地法人に発注を行う場合には、事前に発注先証券会社等を組合に登録すること。
- (カ) 取引を行う証券会社等の選定については、信用力等に十分留意するとともに、取引実績を組合に報告すること。

カ 運用受託者は、有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくはオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引(以下「デリバティブ取引」という。)の取扱いについては、次の事項に留意しなければならない。

- (ア) デリバティブ取引は、株式、債券及び外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的にヘッジ(以下「売りヘッジ」という。)又は原資産の一時的な代替(以下「買いヘッジ」という。)を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないものとする。ただし、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、ヘッジ目的以外でデリバティブ取引を行うことができる。
- (イ) 売りヘッジ又は買いヘッジを目的としたデリバティブ取引の想定元本は、ネットベースで売りヘッジの場合には、現在保有し又は将来保有することが確定している原資産の範囲内とし、ネットベースで買いヘッジの場合には、現在保有し又は将来保有することが確定している余裕資金の範囲内を限度とする。

国内株式

投資対象は、国内証券取引所に上場されている銘柄及び店頭市場に公開されている銘柄とする。

国内債券

ア 投資対象は、次の円貨建債券とする。

- (ア) 国債(証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券とみなされる標準物を含む。ただし、ヘッジを目的とするものに限る。以下同じ。) 地方債及び特別の法律により発行する債券(金融債については、適格格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を取得しているものに限る。)
- (イ) 適格格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を取得して社債
- (ウ) 適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を取得して特定社債
- (エ) 外国若しくは外国法人の発行する証券又は証書で、適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を取得しているもの

ただし、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、BBB格以上の格付を取得しているものを投資対象とすることができる。

イ 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く。）以外の債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付も上記ア（ア）～（エ）で指定する格付未満となった場合は、発行体の信用リスク、市場環境等に十分留意した上で、原則として売却等の措置を講ずること。

なお、継続して保有する場合には、当該債券の合計は国内債券資産の時価の5%を上限とすることとし、その保有状況を組合に報告すること。

ウ 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券は、次の条件を満たす債券を投資対象とする。

- （ア） 満期一括償還であること。
- （イ） 額面償還であること。
- （ウ） 固定利付であること。
- （エ） 利払い、償還とも円貨であること。
- （オ） 利払い、償還等に特別な条件が付与されていないこと。

ただし、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、上記以外の債券に投資することができる。

転換社債

ア 投資対象は、国内証券取引所に株式を上場している企業又は店頭市場に株式を公開している企業の発行する円貨建ての転換社債で、適格格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を取得しているものとする。

イ 上記アの転換社債で、取得後にいずれの適格格付機関による格付もBBB格未満となった場合は、発行体の信用リスク、市場環境等に十分留意した上で、原則として売却等の措置を講ずること。

なお、継続して保有する場合には、当該転換社債の合計は転換社債の時価の5%を上限とすることとし、その保有状況を組合に報告すること。

外国株式

投資対象は、ベンチマーク採用銘柄又はベンチマークを構成する国の企業が発行する株式で、かつ、ベンチマークを構成する国の通貨建てで発行される株式とする。ただし、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、その他の銘柄又は預託証券等へ投資することができる。

外国債券

ア 投資対象は、次の外貨建債券とする。

- （ア） ベンチマークを構成する国の通貨建ての債券のうち、次の条件を満たすこととする。
 - a 期限一括償還であること。
 - b 額面償還であること。
 - c 固定利付であること。
 - d 発行、利払い、償還が同一通貨で行われること。
 - e 利払い、償還等に特別な条件が付与されていないこと。

ただし、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、上記以外の債券に投

資することができる。

(イ) 適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を得ている銘柄(ベンチマーク構成国の国債を除く。)とすること。ただし、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、BBB格以上の格付を取得しているものを投資対象とすることができる。

イ 上記アの債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付もア(イ)の定めによる格付未滿となった場合は、発行体の信用リスク、市場環境等に十分留意した上で、原則として売却等の措置を講ずること。

なお、継続して保有する場合には、当該債券の合計は外国債券資産の時価の5%を上限とすることとし、その保有状況を組合に報告すること。

(5) 資産管理上の留意点

資産管理受託者に対しては、以下の点を求めることとする。

組合からの受託資産は、他の信託財産と分別し、厳正に管理・保管すること。

有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。

再保管業務の委託に当たっては、信用リスク、事務管理能力及びコスト等に十分留意すること。

毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに随時必要な資料の提出及び説明を行うこと。

法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(6) 運用状況の報告

運用状況については、四半期ごとに運用受託者から別に定める様式に従って資料を提出させ、運用結果の総括と運用方針についてヒアリングを行い、必要に応じて、運用に関する指示を行うものとする。

また、各月ごとに運用受託者から運用状況等に関する資料を提出させるとともに、必要に応じ随時、運用受託者に運用状況、投資行動等の説明を求めるものとする。

(7) その他の報告

受託者が法令、契約書及び運用ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに組合に報告させることとし、必要に応じて指示を行うものとする。

4 団体生存保険による運用

(1) 生命保険会社の選定基準

生命保険会社の選定に当たっては、総資産額が1兆円以上の生命保険会社の中から、別に定める「取引金融機関等の選定基準」に基づき、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定する。

(2) 団体生存保険の設定及び資金の追加

団体生存保険による運用を行う場合は、上記(1)の基準により選定した生命保険会社と個別契約方式により行うこととし、運用資金の金額及び資金の追加は、各生命保険会社の総資産額、財務内容及び特別配当の状況等を勘案して決定するものとする。

(3) 保険契約の解約

予定利率、各生命保険会社の財務内容、その他投資環境に著しい変動が生じた場合には、団体生存保険契約協定書に定める手続きに基づき、保険契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

資産の運用実績の評価に関する事項

長期経理の余裕金の運用については、毎年、決算利回りのほか、運用資産全体を原則として時価評価し、その構成割合を確認するとともに、運用実績や運用手法ごとの役割等を踏まえ総合的な評価を行う。

運用受託機関の選定、評価等に関する事項

1 運用受託者の選定

運用受託者については、「取引金融機関等の選定基準」に基づき、次の要件を満たす投資顧問会社及び信託業務を行う銀行の中から基本ポートフォリオに基づく組合全体における運用スタイルの分散等を総合的に勘案して選定するものとする。

- (1) 経営状況（資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していることと認められること。
- (2) 運用哲学、運用手法、運用体制及び法令遵守体制等の定性評価が良好であること。
- (3) 一定期間以上良好な運用成果を上げていること。

2 資産管理受託者の選定

資産管理受託者については、「取引金融機関等の選定基準」に基づき、次の要件を満たす信託業務を行う銀行の中から選定するものとする。

- (1) 経営状況（資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していることと認められること。
- (2) 資産管理状況が良好であること。
- (3) 法令等の遵守体制が整備されていること。

3 運用受託者の評価

運用受託者に対する評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行うものとする。

(1) 定量評価

ベンチマークとの比較評価

ア 各資産ごとの時間加重収益率とベンチマーク収益率を比較評価するものとする。

また、負担したリスクの大きさを勘案した評価を行うこととする。

イ アセットアロケーションの裁量を認めた運用受託者については、資産全体の時間加重収益率と基本複合ベンチマーク収益率（ベンチマーク収益率を投資資産の基準

運用割合で掛け合わせた収益率)を比較評価するものとする。また、負担したリスクの大きさを勘案した評価を行うこととする。

運用受託者相互の比較評価

上記 に関して、同種の運用スタイルを採用する運用受託者ごとに比較評価を行うこととする。

(2) 定性評価

運用スタイルと投資行動の整合性、付加価値を生み出す能力、リスク管理体制及びプレゼンテーション能力等に関する評価を行うこととする。

4 資産管理受託者の評価

資産管理受託者に対する評価については、資産管理状況及び法令等の遵守体制について、適時、定性評価を行うとともに、その適性を判断するものとする。

5 委託金額の追加及び減額等

(1) 委託金額の追加及び契約の解除を含めた減額は、上記3の評価により行うものとするが、次の場合には、運用受託者の評価の優劣にかかわらず、組合の政策判断を優先して委託金額の追加及び減額を行うことができるものとする。

組合全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、調整を行う場合
運用スタイルの分散等を考慮した調整を行う場合

(2) 組合は、運用受託者が法令、契約書及び運用ガイドライン等に違反したと認められる場合又は運用上重大な問題が生じた場合等においては、運用受託者との契約の解除を含め委託金額の減額、運用ガイドラインの変更等について検討を行い、適時、対応するものとする。

運用担当者の責務

長期経理の余裕金の運用に当たっては、その資金が組合員の年金給付に充てるための貴重な財源であることに特に留意し、責任体制の明確化を図るとともに、長期経理の余裕金の運用に関わる全ての者について、受託者責任(忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。)を徹底する。

その他必要な事項

運用実績の公表

運用形態別及び資産区分別の評価額(原則として時価評価)、評価損益の状況並びに収益率の状況について、年1回公表するものとする。

附 則

- 1 この基本方針は、平成13年10月15日から適用する。
- 2 長期経理資産の運用基本方針（平成11年3月29日制定）は、廃止する。

附 則

この基本方針は、平成20年3月31日から適用する。

附 則

この基本方針は、総務大臣の承認の日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成23年1月1日から適用する。